

第7回期日・報告会用資料

1

原告ら訴訟代理人弁護士 半田虎生

自己紹介①

- ▶ 半田虎生（ハンドトライ）
～好きなもの、こと
国内旅行、ドライブ、旅行計画、温泉、日本酒、クラフトビール等
- ▶ 略歴
 - － 1994年10月生まれ
...横浜⇒シンガポール⇒岩手⇒相模原⇒八王子
 - － 2019年9月 司法試験合格（環境法選択）
 - － 2019年12月～ 司法修習（73期） @盛岡
 - － 2020年12月 弁護士登録
- ▶ 弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所所属
（2021年1月から）

自己紹介②

▶ 弁護団事件

ー横須賀石炭訴訟

ーストップ・リニア！訴訟

～2020年12月1日中間判決・却下判決

～現在、東京地裁と東京高裁に係属中

★環境影響評価（アセス）の瑕疵が争点のひとつ！

ーアスベスト訴訟

～2021年5月17日最高裁判決

自己紹介③ 弁護団参加の経緯

- ▶ 司法試験合格後
 - ・ 東京合同法律事務所の学習会に参加
 - ・ 久保田明人弁護士が「環境ロイヤーとしての働き方」を紹介
⇒その中で、横須賀石炭訴訟についての紹介
 - ・ 第一期期日の報告会参加

- ▶ 司法修習中
 - ・ 司法修習生が主催するシンポジウムで、環境問題の分科会企画
⇒小島延夫弁護士に講師依頼

- ▶ 弁護士登録後
 - ・ 小島延夫弁護士からお誘い
 - ・ 第6回口頭弁論期日傍聴
⇒参加

意見陳述（被告の不誠実な訴訟態度について）の概要

被告の認否が法曹実務から乖離していること

そもそも「認否」とは？

- ▶ 民事訴訟規則 80 条 1 項
「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載」
- ▶ 相手方の主張する事実を認めるか、認めないか、知らないか明らかにする

自白原則

- 民事訴訟法 179 条
「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な
事実は、証明することを要しない。」
- 弁論主義第 2 テーゼ（自白原則）
「当事者に争いのない事実は証拠調べなしに裁判の
基礎にしなければならないという原則」

⇒相手方が認めた事実は立証する必要がない！

立証責任

- ▶ 裁判の対象は、行政処分（確定通知）の違法性
⇒行政処分は様々な主体の法律関係に影響するため、法律関係を早期に安定化させる必要がある。そこで、行政処分は取消訴訟によって取り消されるまでは当該行政処分は有効なものとして取り扱われる。
～取消訴訟の排他的管轄、公定力
- ▶ 原告は、行政処分の違法性を基礎付ける様々な事実を主張
⇒立証責任は原告にある

認否の訴訟上の意義

- ▶ 原告が立証すべき事実と立証しなくてもよい事実を区別し、争点をあぶりだす
⇒認否+自白原則による争点縮小効
- ▶ 争点整理手続き導入の趣旨
⇒裁判所と当事者の中で主要な争点と重要な証拠について共通の認識を得て、争点に的を絞った集中的な人証を行うことで適切かつ迅速な紛争解決を図る

被告の認否が法曹実務から乖離していること①

- ▶ 民事訴訟規則 79 条 3 項

準備書面において相手方の主張する事実を**否認する場合には、その理由を記載**しなければならない。

- ▶ ちなみに...

訴訟のルールを定める民事訴訟法、会社法など民事訴訟法に書いていないが、民事訴訟について「民事訴訟規則」である。これ

たとえば...

第一段落のうち、○○であることは認めるが、その余は否認する。被告は××をしていない。

被告の認否が法曹実務から乖離していること②

▶ 被告の認否の一例（被告準備書面(3)の7頁）

「石炭火力発電所の発電方式に関する記載は認め、**その余は否認する。**」

否認の理由は??

⇒ 訴状（13頁）の請求の原因「第4の3(1)」に対して

被告の認否が法曹実務から乖離していること③

原告の主張

(1) CO₂排出実質ゼロの鍵を握る

石炭火力発電所は、化石燃料を燃焼させて蒸気を用いて発電する方式を用いている（「火力発電」、新設発電所もこの方式である）。

火力発電所は燃料の燃焼に伴い大量のCO₂や大気汚染物質を排出する。燃料によって含有する成分が異なることから、石炭、石油、天然ガスのそれぞれの排出量は大きく異なってくるが、石炭火力発電はたとえ高効率設備であつても、発電電力1単位当たりの石炭火力発電からのCO₂排出量は天然ガス火力発電の約2倍ある（CO₂だけでなく、他の大気汚染物質の排出も格段に多い）。このため、CO₂排出を実質ゼロとしていくためには、石炭火力からの早期の脱却が不可欠である。

認める

付陳がない以上は争っていないということ？

否認

被告の認否が法曹実務から乖離していること④

- ▶ 「争う」の意義

相手方の**法律上の主張を認めない場合**には、「争う。」と答弁する。（司法研修所民事弁護教官室「8訂 民事弁護の手引き（増訂版）」120頁参

法律上の主張

たとえば、「名誉毀損が成立する」という主張は法律上の主張。なぜ、名誉毀損が成立するのか、たとえば「××は〇〇という犯罪を行ったというツイートをした」という主張は事実主張である。

- ▶ ちなみに、司法研修所とは、裁判官養成研修所として、裁判官の養成・研修などを行っている。

被告の認否が法曹実務から乖離していること⑤

▶ 被告の認否の一例（被告準備書面(3)の9頁）

ウ 「(3) 2030年目標・2050年目標を前提としても石炭火力の新設はおよそ認められないこと」について

全て法律上の主張??

全体として争う。

⇒ 訴状（18頁以下）の請求の原因「第4の4(3)」に対して

被告の認否が法曹実務から乖離していること⑥

原告の主張（抜粋）

福島第一原発事故前の日本の石炭火力発電所は約100機、設備容量で4200万kWであった。前記経済産業省の長期需給見通しでは、2030年度の電源構成における石炭火力の割合が26%とされているが、2016年度の実績で発電量に占める石炭火力の割合はすでに32%にも及んでいる。そのうえ、東日本大震災後、本件発電所や神戸製鋼の新設発電所など、50の石炭火力発電所新增設が計画され、13機が中止になったが、既に12機が稼働し、2019年5月現在で建設中あるいは環境アセス中の発電所建設計画は25機である。

特定非営利活動法人気候ネットワークの調査によれば、2017年度の既存石炭火力発電所の設備容量は約4400万kWである。図9は、これら既設の石炭火力発電所の設備容量に、上記のとおり、福島第一原発事故後に計画された石炭火力発電所のうち、既に新設され稼働している石炭火力と、現在建設ないしアセス中の25機（1429万kW）のすべてが建設され、これらが40年稼働すると仮定した場合の日本の石炭火力発電所の設備容量の推移を、技術別に示したものである。2030年でも現在の設備容量を上回り、長期エネルギー需給見通しにおける2030年度の石炭火力の割合（26%）すら大きく上回ってしまうことは確実な状況にある。

一体としての国としての訴訟追行が求められていること①

- ▶ 本件訴訟の被告は「国」
- ▶ 国家行政組織法や内閣法の規定からすれば、被告は「一体としての国としての訴訟追行」が求められている
- ▶ 原処分庁が経済産業省であるとしても、国の行政機関は行政機関相互の調整、連携が要請されている以上は他の国の行政機関の行為について知らないなどといったことはあり得ない

一体としての国としての訴訟追行が求められていること②

▶ 被告の認否の一例（被告準備書面(3)の6頁）

掲記の内容が掲載の気象庁ホームページに**記載があること**、気象庁作成の気候変動監視レポート2017に図3の図が**掲載されていることは認め**、その余は**不知**

内容に関しては認否を
留保するということ？

⇒ 訴状（8頁）の請求の原因の「第4の1(1)」に対して

一体としての国としての訴訟追行が求められていること③

パリ協定や地球温暖化対策の前提のはず...

▶ 原告の主張

温室効果ガスであるCO₂の大気中の濃度は工業化前の時点では278ppmであったところ、2016年には403ppmとなり、近年では年約3ppmの割合で増加し、2019年5月には415ppmに至っている（図2を参照）。気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第5次評価報告書（2013年から2014年。以下「AR5」という。）によれば、世界の平均地上気温は産業革命前から約1℃上昇しており、日本では、1889年から100年当たり1.19℃の上昇率で上昇し、産業革命前から1.5℃の上昇に近づいている（図3を参照）。

被告の不誠実な認否の一例①

訴状における原告らの主張と被告の認否

▶ 原告主張（訴状 13ないし 14 頁の抜粋）

火力発電所は燃料の燃焼に伴い大量のCO₂や大気汚染物質を排出する。燃料によって含有する成分が異なることから、石炭、石油、天然ガスのそれぞれの排出量は大きく異なってくるが、石炭火力発電はたとえ高効率設備であっても、発電電力1単位当たりの石炭火力発電からのCO₂排出量は天然ガス火力発電の約2倍ある（CO₂だけでなく、他の大気汚染物質の排出も格段に多い）。

▶ 被告の認否（抜粋）

その余は否認する。

公表資料と矛盾した答弁①

- ▶ 後掲資料は経済産業省資源エネルギー庁が平成27年11月に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第18回会合で資料として作成し、公表したものの
- ▶ 資源エネルギー庁は経済産業省の外局として設置（国家行政組織法3条2項、経済産業省設置法14条）

公表資料と矛盾した答弁②

総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会 第18回会合
資料2-5

火力発電の高効率化

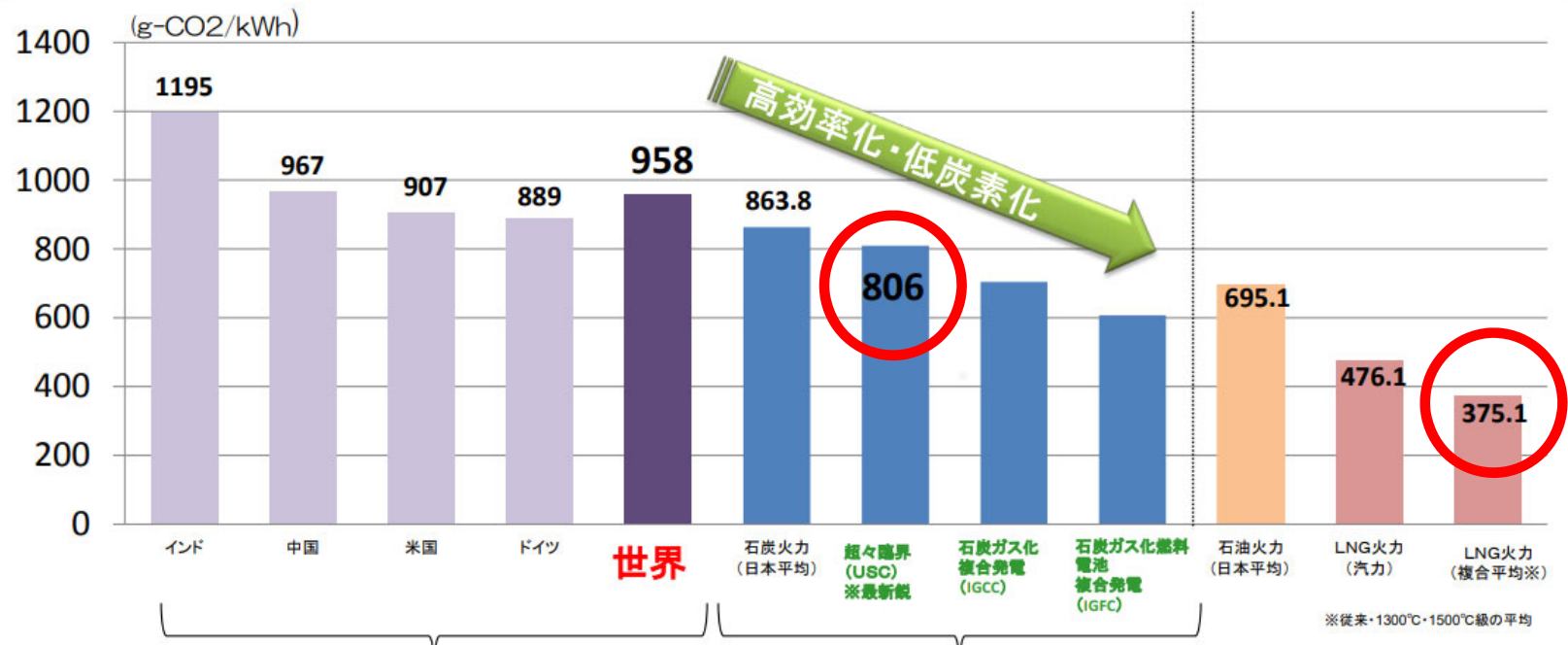
資源エネルギー庁
平成27年11月

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/018/pdf/018_011.pdf

公表資料と矛盾した答弁③

石炭火力発電におけるCO2排出量の比較

○石炭火力発電は、LNG火力発電に比べおよそ2倍程度のCO2を排出し、更なる高効率化、低炭素化が求められる。日本の石炭火力は世界最高効率で、CO2排出量が相対的に少ない。



被告の不誠実な認否の一例②

訴状における原告らの主張

▶ 原告主張（訴状15ないし16頁の抜粋）

(1) 日本のCO₂排出量及び石炭火力発電からの排出量の推移

日本の2016年度の温室効果ガスの排出量、13億700万トンのうち、CO₂排出量は温室効果ガスの約92%を占め、うちエネルギー起源が94%である。そして、エネルギー起源のCO₂排出に占める事業用電力の割合はその42%（CO₂全体に占める割合は39%）にのぼっている。1990年以来、エネルギー転換部門からの排出が顕著に増加しているが（図6参照）、**なかでも事業用電力からの排出が占める割合が増加している。**

被告の認否

原告らが掲げる図6が環境省作成のものであるとの限度で認め、その余は知らないし否認する。なお、原告らは、「なかでも事業用電力からの排出が占める割合が増加している。」と主張するが、その主張の根拠が不明である（なお、図6の「エネルギー…」は、電気事業者のほか、ガス事業者や熱供給事業者も含んでいる。）。

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと①

- ▶ 後掲資料は国立環境研究所の「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2017年度）」（甲28）の最新版（<https://www.nies.go.jp/gio/archive/ghgdata/index.html>）に掲載）
- ▶ 上記データは、**経済産業省資源エネルギー庁作成の総合エネルギー統計（エネルギーバランス表）の総合エネルギー統計詳細表に基づく**

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと②

国立研究開発法人
国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies

国立環境研究所について 研究紹介 社会貢献・外部連携 データベース 刊行物

ユーザー別ナビ | 一般の方 研究関係

トップページ > 温室効果ガスインベントリオフィス > アーカイブ > 日本の温室効果ガス排出量データ
Read this page in English

日本の温室効果ガス排出量データ

2021年4月12日 **NEW**

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）確報値

- 関連記者発表資料（国立環境研究所）
2019年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について

2020年12月8日

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）速報値

- 関連記者発表資料（国立環境研究所）
2019年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について

2020年4月14日

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2018年度）確報値

- 関連記者発表資料（国立環境研究所）
2018年度(平成30年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと③

経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

ご意見・お問合せ | インフォメーション | サイトマップ | English | 経済産業省HP

ホーム | スペシャルコンテンツ | 当庁について | お知らせ | 政策について | 調達情報 | 統計・データ | 審議会・予算

ホーム > 統計・各種データ > 総合エネルギー統計 > 集計結果又は推計結果 (総合エネルギー統計)

集計結果又は推計結果 (総合エネルギー統計)

- 結果の概要
- 時系列表 (参考表)
- 低位発熱量版IEA準拠表 (参考表)
- 統計表一覧
- 正誤情報
- 利用上の注意
- 用語の解説
- お問い合わせ

結果の概要

令和元年度 (2019年度) エネルギー需給実績 (確報) (令和3年4月13日公表、令和3年4月15日修正)

- 概要 (PDF形式: 493KB)
- 本文 (PDF形式: 1,512KB)

時系列表 (参考表)

総合エネルギー統計は単年度の表であるため時系列変化を観察しづらいという欠点があります。そこで主な項目

- 灯油及びプロパンガス消費実績調査

統計・各種データ

資源エネルギー庁に関する統計

需給関連

- 総合エネルギー統計
- 総合エネルギー統計補足調査

エネルギー消費統計

- 経済産業省特定業種石油等消費統計調査
- エネルギー消費統計調査
- 都道府県別エネルギー消費統計調査

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと④

部門別CO₂排出量【電気・熱配分前】

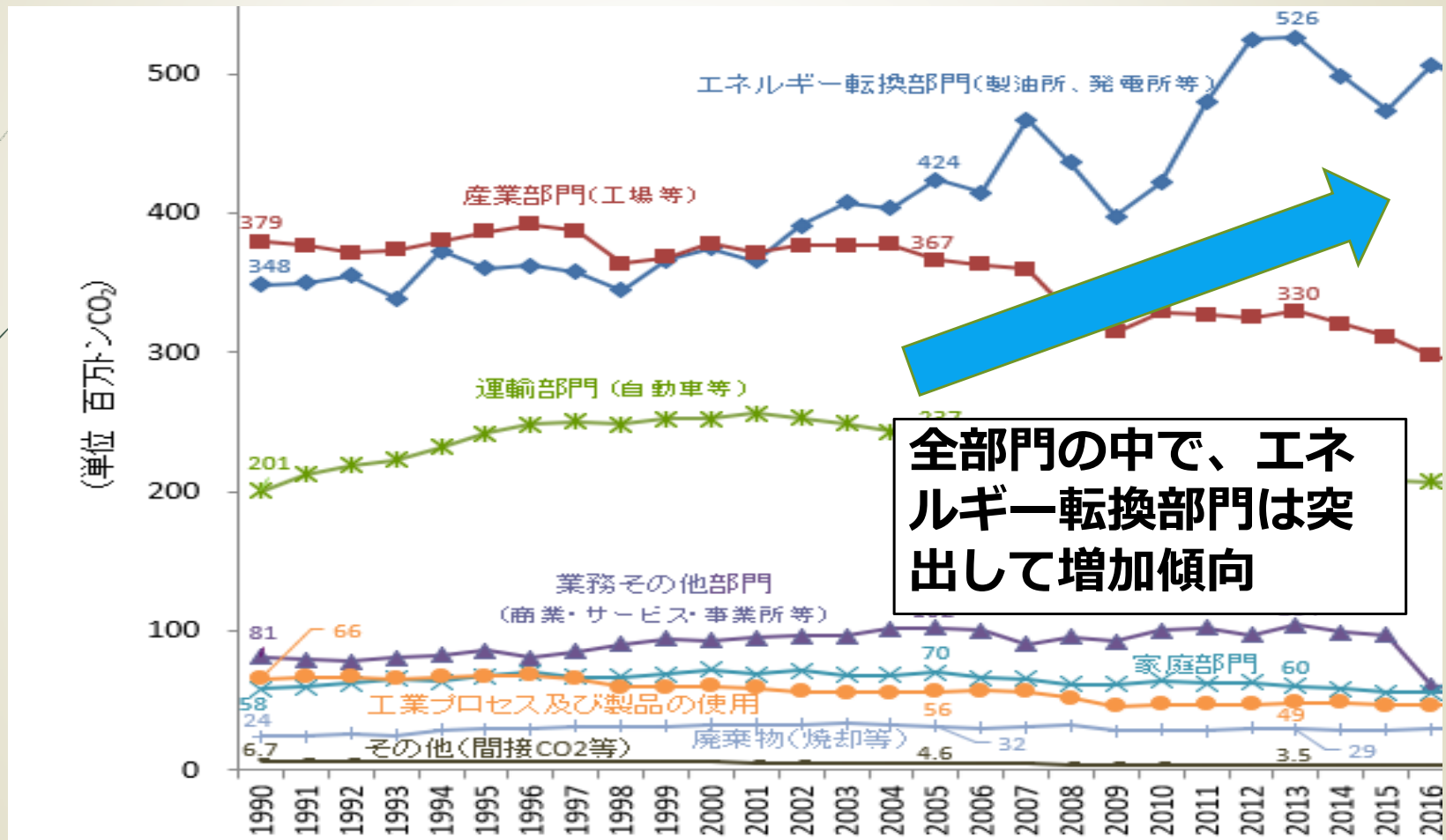
(簡約表)

<速報値>

■排出量 [kt CO₂]

| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 (速報値) |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| エネルギー起源 | 1,137,030 | 1,187,985 | 1,227,315 | 1,235,278 | 1,185,136 | 1,145,913 | 1,126,541 | 1,110,142 | 1,065,267 | 1,029,481 |
| エネルギー転換部門 | 422,047 | 479,362 | 524,907 | 526,227 | 498,459 | 473,534 | 506,377 | 492,721 | 455,070 | 432,640 |
| 製油所・発電所等 | 422,047 | 479,362 | 524,907 | 526,227 | 498,459 | 473,534 | 506,377 | 492,721 | 455,070 | 432,640 |
| 石炭製品製造(コークス製造) | 17,701 | 16,554 | 16,000 | 14,057 | 13,912 | 13,318 | 13,549 | 13,437 | 14,983 | 14,301 |
| 石油製品製造(石油精製) | 28,861 | 26,324 | 26,143 | 24,757 | 24,303 | 25,315 | 20,720 | 20,276 | 20,915 | 20,671 |
| ガス製造 | 2,628 | 2,797 | 3,783 | 2,728 | 2,842 | 2,611 | 3,102 | 2,236 | 1,879 | 1,511 |
| 事業用発電 | 371,926 | 432,825 | 478,143 | 483,840 | 456,625 | 431,549 | 468,219 | 455,982 | 416,541 | 395,391 |
| 地域熱供給(地域冷暖房) | 931 | 863 | 836 | 846 | 777 | 741 | 786 | 790 | 753 | 751 |
| 電気熱配分誤差 | | | | | | | | | | |
| 産業 | 329,174 | 326,735 | 324,832 | 329,685 | 320,181 | 311,435 | 297,505 | 291,770 | 285,841 | 279,461 |
| 農林水産鉱建設業 | 22,342 | 22,562 | 22,327 | 19,995 | 19,662 | 21,507 | 22,611 | 21,258 | 18,022 | 17,941 |
| 製造業 | 306,832 | 304,173 | 302,505 | 309,690 | 300,519 | 289,928 | 274,893 | 270,512 | 267,819 | 261,511 |
| 食品飲料 | 9,925 | 10,900 | 10,653 | 9,901 | 9,668 | 8,669 | 8,678 | 8,163 | 9,208 | 8,541 |
| 繊維 | 7,013 | 6,460 | 5,964 | 6,768 | 6,553 | 6,715 | 6,015 | 5,908 | 5,659 | 5,471 |
| パルプ・紙・紙加工品 | 20,284 | 20,792 | 21,308 | 21,264 | 20,259 | 20,736 | 18,271 | 17,918 | 17,618 | 16,861 |
| 化学工業(含石油石炭製品) | 69,287 | 68,340 | 64,961 | 67,276 | 63,880 | 62,059 | 57,371 | 57,893 | 57,234 | 55,711 |
| 窯業・土石製品(セメント焼成等) | 27,451 | 27,325 | 27,603 | 28,410 | 27,421 | 26,541 | 25,493 | 25,226 | 25,202 | 24,421 |
| 鉄鋼 | 152,625 | 148,409 | 150,772 | 157,096 | 154,544 | 148,336 | 142,196 | 139,160 | 135,660 | 134,001 |
| 非鉄金属(銅精錬等) | 3,997 | 3,870 | 4,037 | 3,778 | 3,673 | 3,282 | 3,556 | 3,172 | 3,349 | 3,271 |
| 機械(含金属製品) | 12,424 | 13,787 | 13,209 | 11,396 | 10,666 | 9,967 | 9,841 | 9,864 | 10,554 | 10,041 |
| 製造業(上記を除く) | 3,827 | 4,291 | 3,998 | 3,801 | 3,856 | 3,624 | 3,472 | 3,208 | 3,334 | 3,151 |
| 業務他(第三次産業) | 99,962 | 102,505 | 97,213 | 104,199 | 98,603 | 96,938 | 60,216 | 61,209 | 69,134 | 64,591 |
| 運輸 | 221,630 | 216,843 | 217,737 | 214,848 | 209,879 | 208,615 | 206,732 | 205,182 | 203,066 | 199,431 |
| 旅客 | 129,515 | 127,971 | 128,931 | 125,810 | 120,879 | 120,257 | 119,739 | 119,054 | 117,691 | 115,001 |
| 貨物 | 92,114 | 88,872 | 88,805 | 89,038 | 88,999 | 88,357 | 86,993 | 86,128 | 85,375 | 84,431 |
| 家庭 | 64,217 | 62,541 | 62,626 | 60,319 | 58,014 | 55,392 | 55,712 | 59,260 | 52,156 | 53,361 |

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと⑤



事業用電力

エネルギー転換部門 = 0.9

...年々、微増傾向

- エネルギー転換部門からの排出が顕著に増加しており、エネルギー転換部門における排出量の**90%以上**を事業用発電が占めていることからすれば、「事業用電力からの排出が占める割合が増加している」との原告の主張と整合する（なお、製油所・発電所部門において事業用発電が占める割合も微増傾向）。

まとめ

認否のあり方

**客観的に争いようのない事実まであえて否認するよ
うなことは、効率的な訴訟運営を妨げるばかりでな
く、訴訟当事者又は訴訟代理人の見識を疑われるのみ
であるから、行うべきではない**

（司法研修所民事弁護教官室「8訂 民事弁護の手引
き（増訂版）」121頁）。

被告の認否の実際

- 民事訴訟規則を無視した認否
- 法律上の主張と事実主張を区別しない認否
- 経済産業省以外の省庁の報告等については内容の認否を留保
- 経済産業省の過去の作成資料、公表資料と矛盾する答弁
- 経済産業省のデータに基づく原告主張を「根拠不明」とする答弁

被告及び裁判所に求める対応

▶ 被告

訴状に対する認否について撤回する等して、信義に従い誠実な認否を行うべきである（民事訴訟法2条）。

▶ 裁判所

客観的に争いようのない事実については、適切な訴訟指揮権の行使を求めるとともに、被告がその事実を自白した場合又は自白したものとみなされる場合に準じて取り扱うべきことを求める。